

平成21年度 地方税財政対策に関する重点要望

全国市議会議長会は、平成21年度地方税財政対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成20年11月

全国市議会議長会
会長 藤田博之
(広島市議会議長)

全国市議会議長会国会対策委員会
委員長 楠木茂哉
(川崎市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 小川裕己
(宇部市議会議長)

現下の地方財政は、少子高齢化の進行により社会保障費が増嵩する一方で、これまで分権の趣旨とは無関係に地方交付税の大幅な削減がなされてきた結果、地域間格差が拡大するとともに、未曾有の財政危機に直面している。また、世界的金融危機等による景気の後退により、国税・地方税とも大幅な税収減が見込まれ、地方財政を取り巻く状況はさらに厳しさを増してきている。

こうした中、市民生活に欠かすことのできない行政サービスの提供を確保し、地域間格差を是正するには、地方の固有財源である地方交付税の増額などによる的確な財政措置と、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築などによる地方財政基盤の確立が不可欠である。

よって、国におかれては、平成21年度地方税財政対策に関して、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 税収の減少等に対する確実な財政措置

景気の後退及び今般の「生活対策」の実施によって生じる地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等については、的確な財政措置を講じること。

2. 地方交付税の増額

社会保障関係費が増大し続ける中、住民生活が守られるよう、地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映し、地方交付税を増額すること。

また、地方財源不足に対する補填については、法定率の引き上げで対応すること。

3. 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とし、国税からの税源移譲により地方税の充実強化を図ること。

その際、地方消費税の充実など偏在性が少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

4. 地方道路整備財源の充実強化

(1) 地方道路整備財源の充実強化

道路特定財源の一般財源化にあたっては、現在、地方に対し道路整備財源として措置されている暫定税率分を含めた地方税、譲与税、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金の財源総額3.4兆円を全額保障するとともに、大幅に遅れている地方の道路整備の状況に鑑み、地方道路整備財源の充実強化を図ること。

(2) 一般財源化に際しての1兆円の別枠措置

「生活対策」において、「道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る」ととされているが、この1兆円については、これまで地方向けとされてきた地方道路整備財源総額3.4兆円の別枠として措置すること。